

令和 8 年度事業計画

公益社団法人島根被害者サポートセンター

I 事業を実施する目的

県内に居住する犯罪被害者やその家族(以下「被害者等」という。)が抱える課題等を軽減・回復し、一日も早く日常生活を取り戻すことができるように様々な支援活動を行うとともに、被害者支援に関する県民の意識の高揚を図るために広報・啓発活動を展開する。

II 実施事業

1 支援事業

被害者等の要望を的確に把握し、個々の事情に応じ、迅速かつ有効な方法を検討し、必要な支援活動を適時適切に、途切れなく推進していく。

(1) 相談事業

ア 電話相談

(ア) 「一般相談電話」

相談専用電話により、広く犯罪被害に関する相談に対応し、被害者等が抱える問題、支援ニーズを把握し、必要な助言や情報提供、具体的支援に向けた提案等を行う。

相談専用電話(通話無料) 0120-556-491(こころのすくい)

受付：月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 4 時

(祝休日、8/13～15、年末年始を除く)

また、公益社団法人全国被害者支援ネットワークが各都道府県被害者支援センターの相談活動を補完するために開設している

「犯罪被害者等電話サポートセンター」

ナビダイヤル 0570-783-554 (なやみはここよ)

受付：年末年始を除く毎日 午前 8 時～午後 9 時

との連携を密にし、相談者への適切な対応を行う。

(イ) 「男性・男児のための性暴力被害専用相談電話」

性犯罪や性暴力被害に悩む男性・男児が相談しやすいように専用電話(携帯電話) 090-8862-1735

受付：火曜日・金曜日 午前 10 時～午後 4 時

(祝休日、8/13～15、年末年始を除く)

を開設し、必要に応じて面接相談、医療をはじめとする関係機関への付添い支援、カウンセリング等必要な支援活動を行う。

イ メールによる相談

性的犯罪の被害者等の精神的な負担軽減を図るため、ホームページの専用フォームによる「メール相談」を受け、助言等を行う。

ウ 面接相談

電話相談だけでは課題やニーズを把握できない被害者等に対し、相談対応に関する知識、技能を有する犯罪被害相談員が、面接の上、話を聴き、被害者等の個別の事情等に配慮し、助言等を行う。

特に、西部においては毎月1回(原則第4火曜日)、浜田市において「一日面接相談所」を開設し、面接相談の促進を図る。

エ カウンセリング

心理の専門家による支援が必要と思われる場合は、島根県臨床心理士・公認心理師協会に登録された被害者支援カウンセラーによるカウンセリング(原則5回まで無料)を実施する。

また、全国被害者支援ネットワークによるカウンセリング等支援制度についても有効に活用する。

オ 法律相談(弁護士による相談対応)

被害者等から、法律相談についての要望がある場合は、必要性を判断し、島根県弁護士会の協力のもとに弁護士による相談対応(3回まで無料)を行う。

カ 外国人被害者等への対応

しまね国際センターとの『被害者支援に関する通訳の派遣に関する申し合わせ』に基づき、通訳人の立会により、外国人被害者等の要望を迅速に把握し、適切な支援を行う。

(2) 直接的支援等事業

ア 付添い支援

警察、検察庁、裁判所、病院、弁護士事務所、行政窓口等に、一人で出かけることを躊躇する被害者等の精神的負担を軽減するために付添い支援を行う。

イ 生活支援

被害者等の要望に応じて、自宅訪問等を行い、具体的な助言を行うほか、市町村担当者をはじめ関係機関の担当者と連携を図り、それぞれの機関が有する制度を活用するなどして、被害者等の日常生活の回復に向けた支援を行う。

ウ 犯罪被害者等給付金などの支給申請の補助等業務

犯罪被害者等給付金や犯罪被害者等見舞金の申請の補助、あるいは全国被害者支援ネットワークによる被害者緊急支援金の申請等により被害者等の経済的負担の軽減を図る。

(3) 自助グループ支援事業

被害者やその遺族の要望に応じ、同じような辛さや問題を抱えた被害者、遺族同士が語り合うことができる場の提供に努める。

2 支援活動員養成・研修事業（人材育成）

新たな支援活動員の発掘や現在活動を行っている支援活動員のスキルアップを図るために次の事業を行う。

(1) 「第18回被害者支援ボランティア養成講座」の開催

新たな支援活動員を養成するため、養成講座を開催する。

[開催予定日]

6月6日(土)、6月20日(土)、7月4日(土)、7月18日(土)
8月8日(土)

[講座内容]

弁護士、臨床心理士・公認心理師、司法、行政関係者等で被害者支援に造詣の深い専門家や被害者遺族等を講師に迎え、支援活動員として活動を始める意欲のある者に対して、支援活動に必要な基礎的知識を習得させるための講義・研修を行う。

[受講対象者]

県内に居住する年齢25歳以上の者とする。

(2) 支援活動員の研修

支援活動員が質の高い支援活動を展開する上で必要な知識や技能の向上を図るために、次の研修を行う。

ア 部内研修会の開催

支援活動員に対する定期研修を開催

イ 他県被害者支援センター等が開催する公開講座オンライン受講

ウ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修会への参加

(ア) 「中国・四国ブロック質の向上 上半期研修」

8月22-23日 開催地 鳥取県 参加予定者3名

(イ) 「全国犯罪被害者支援フォーラム2026及び秋期全国研修会」

10月30日-11月1日 開催地 東京都 参加予定者2名

(ウ) 「中国・四国ブロック質の向上 下半期研修」

1月30-31日 開催地 愛媛県 参加予定者2名

3 広報・啓発事業

当センターの認知度の向上及び被害者支援に関する県民の理解の増進と協力の確保を目的に、従来の広報手法の見直しを図り、時期や対象等を検討して効果的な広報活動を展開する。

(1) 「令和8年度被害者支援を考える講演会」の開催

被害者等が置かれている状況、被害者支援の必要性等について県民の理解の増進を図るため、次のとおり開催する。

〔開催月日〕 11月7日(土) 14:00~15:30

〔会場〕 いきいきプラザ島根 403研修室

〔講師〕 福岡海の中道大橋飲酒運転事故被害者遺族
大沼かおり氏(福岡県在住)

(2) 「命の大切さを学ぶ講演会」の開催

西部強化策の一環として、県内初の被害者支援条例を制定・運用する益田市において、被害者等が置かれている状況や被害者支援の必要性等について県民の理解の増進を図るため、次のとおり開催する。

〔開催月日〕 11月19日(木) 10:00~11:30

〔会場〕 島根県芸術文化センターグラントワ スタジオ1

〔講師〕 西鉄バスジャック事件被害者
山口由美子氏(佐賀県在住)

(3) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

遺族等を講師に招き、県下の中学校・高校において授業の一環として、島根県警察と協働で開催する。犯罪被害の悲惨さや家族を失った遺族の心情を直接生徒に訴えることにより、被害者等への理解を深めさせるとともに、命の大切さについて考えさせる内容とする。

〔開催期間〕 令和8年5月~令和8年12月の間 15校にて開催

(4) 大学との連携

県内の大学に働きかけ、「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」の開催などにより、大学生に犯罪被害者等の現状や支援の必要性について理解を深めさせるとともに、当センターに対する認知度の向上を図る。

(5) 各種広報・啓発活動

ア 各種イベント開催等による広報

(ア) 「犯罪被害者月間」(11/1~12/1)における広報・啓発活動の実施

「犯罪被害者月間」において、島根県、島根県警察、その他関係機関と協働して、キャンペーンやパネル展等を開催する。

(イ) 「人権フェスティバル」等他機関主催の行事に参画し、広報を行う

イ 報道機関等への各種資料提供等による広報

ウ SNS活用による若年層を対象とした広報

広報内容や時期を見定め、効果的な情報発信を行う。

- エ ラッピングバス（松江市営バス）運行による広報
松江市内一円を運行することにより視覚的なインパクトを活かした広報を行う。
- オ 広報誌の発行
「ニューズレター」を年2回（1月・8月）発行し、当センターの活動等に対する理解と周知を図る。
- カ ホームページによる広報
適宜内容を更新し、タイムリーかつきめ細かな情報発信を行う。
- キ 自治体広報誌、地域情報誌等の活用

Ⅲ 事業を効果的に実施するために必要な取組

1 関係機関・団体との連携強化

被害者等に対し、適切な支援を迅速に行うために、関係機関の担当者
と顔の見える関係を築き、被害者支援施策の充実を図る。

(1) 会議等への出席

以下の各会議に出席し、被害者支援施策に関する全国や島根県内の
動向を把握するとともに、幅広い情報交換に努めていく。

ア 全国被害者支援ネットワーク主催による会議

- ・ 全国事務局長等会議 4月14日 東京都
- ・ 定時社員総会 6月9日 Zoom開催
- ・ 中国・四国ブロック事務局長等会議 8月21日 鳥取県
- ・ 全国支援活動責任者研修 12月4日～5日 東京都
- ・ 中国・四国ブロック支援活動責任者会議 1月29日 愛媛県

イ 県内開催の会議(含期日未定)

- ・ 島根県犯罪被害者支援連絡協議会総会 7月9日
- ・ 各警察署単位の被害者支援連絡協議会
- ・ 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議
- ・ 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会

(2) 被害者支援施策の充実強化に向けた協議等

各市町村の被害者支援担当部局が主催する協議会に積極的に参画し、
犯罪被害者等支援条例制定等に向けた情報提供や協力体制の構築に努
める。

2 県西部における支援活動の強化

(1) 県西部への迅速な犯罪被害相談員の派遣

犯罪被害相談員等が少ない県西部地域で、集中的・継続的支援が必
要な事案を認知した際は、早期にセンターから犯罪被害相談員等を派
遣して、個別の事情に即した実効ある支援を行う。

(2) 一日面接相談所の開設・定着

浜田市において月1回開設中の「一日面接相談所」について一層の周知を図り、実効ある支援活動に結びつける。

(3) 人材育成

支援活動員養成講座の西部開催等県西部在住者が受講しやすい開催方法を検討し、新たな支援活動員の発掘に努める。

(4) 効果的な広報活動

前掲「命の大切さを学ぶ講演会」をはじめ、西部における各種研修会やイベントの機会を通じて、被害者支援についての周知を図る。

また、SNSやCATVなどの広報媒体を活用し、対象を絞るなど効果的な広報に努める。

(5) 各自治体との連携

各自治体の犯罪被害者支援部署の担当者との連携を密にし、被害者支援条例制定に向けた働きかけをはじめ、個々の支援活動を通じ、相互の協力体制の構築に努める。

3 財政基盤の強化(ファンドレイジングの推進)

安定的な財源確保に向けて、下記のとおり積極的に取り組む。

(1) 正会員・賛助会員（個人・団体）の拡大

(2) 「支援自動販売機」の設置促進

(3) 募金箱の設置促進

(4) 中古本寄付プロジェクト「ホンデリング」への参加

(5) 島根県共同募金会「テーマ募金」への参加

(6) 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」への参加

(7) その他、新たな資金調達に向けた取組みを検討